

走行の順序について

1. ①往路走行→②周遊走行→③復路走行の順でご走行ください。

※京滋・大阪発着プランを選ばれた場合、兵庫発着エリアで途中下車することはできません。

①往路走行（1回のみ）

発着エリア内の対象 I C から周遊エリア内の対象 I C までのご走行

京滋・大阪発着エリア

③復路走行（1回のみ）

周遊エリア内の対象 I C から発着エリア内の対象 I C までのご走行

②周遊走行

周遊エリア内の対象 I C がご利用期間中乗り降り自由

周遊エリア



ご走行日時の判定について

2. 各走行の走行日時の判定は、**入口または出口 I C**の料金所を通過した時間で行います。

※本線料金所を通行する場合、本線料金所の通過時間で判定いたします。

中国道から出雲・松江方面へは「**三次東料金所**」、山陽道から出雲・松江方面へは「**尾道本線料金所**」、中国道から鳥取方面へは「**佐用本線料金所**」の通過時刻で判定いたします。

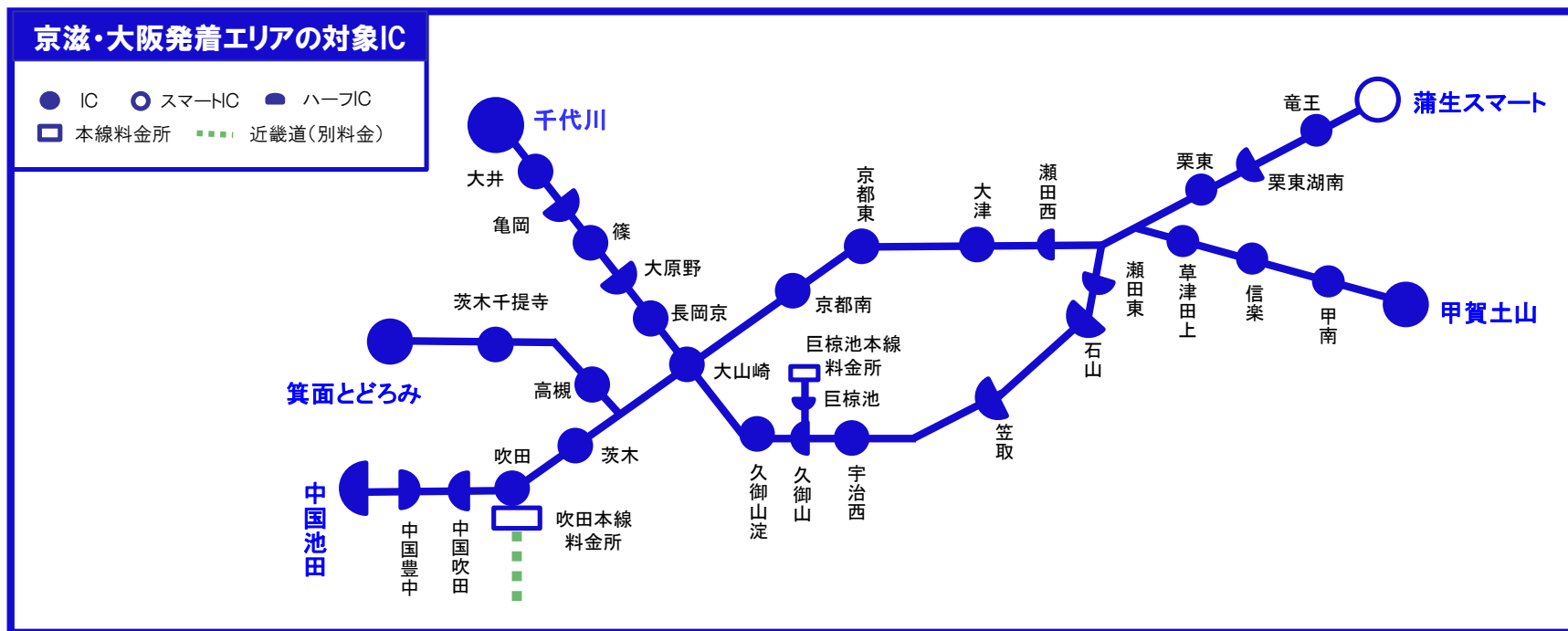
(例) 8月1日(木)をご利用開始日として**全日3日間プラン**を利用する場合

※ただし、8月1日当日にお申し込みの場合は、**申込手続き完了後の走行**から本プラン対象となります。



走行方法について その1

往路走行は、京滋・大阪発着エリアの対象 I C からご出発ください。



※近畿道・阪和道の I C からご利用の場合は、吹田本線料金所を經由して中国道へご走行ください。

(近畿道の通行料金が精算され、入口が吹田本線となります。)

お帰りの際も同様です。吹田本線料金所を經由して近畿道へご走行ください。お乗り直しは不要です。

※**第二京阪道路(巨椋池本線料金所～久御山 J C T を除く)は対象外**です。

京滋バイパスの I C などから出発し、第二京阪道路→近畿道を經由して走行された場合は、往路走行の入口が「吹田本線」となります。

※京都縦貫自動車道(千代川 I C から北側)・綾部 J C T 経由で本プランを利用することはできません。

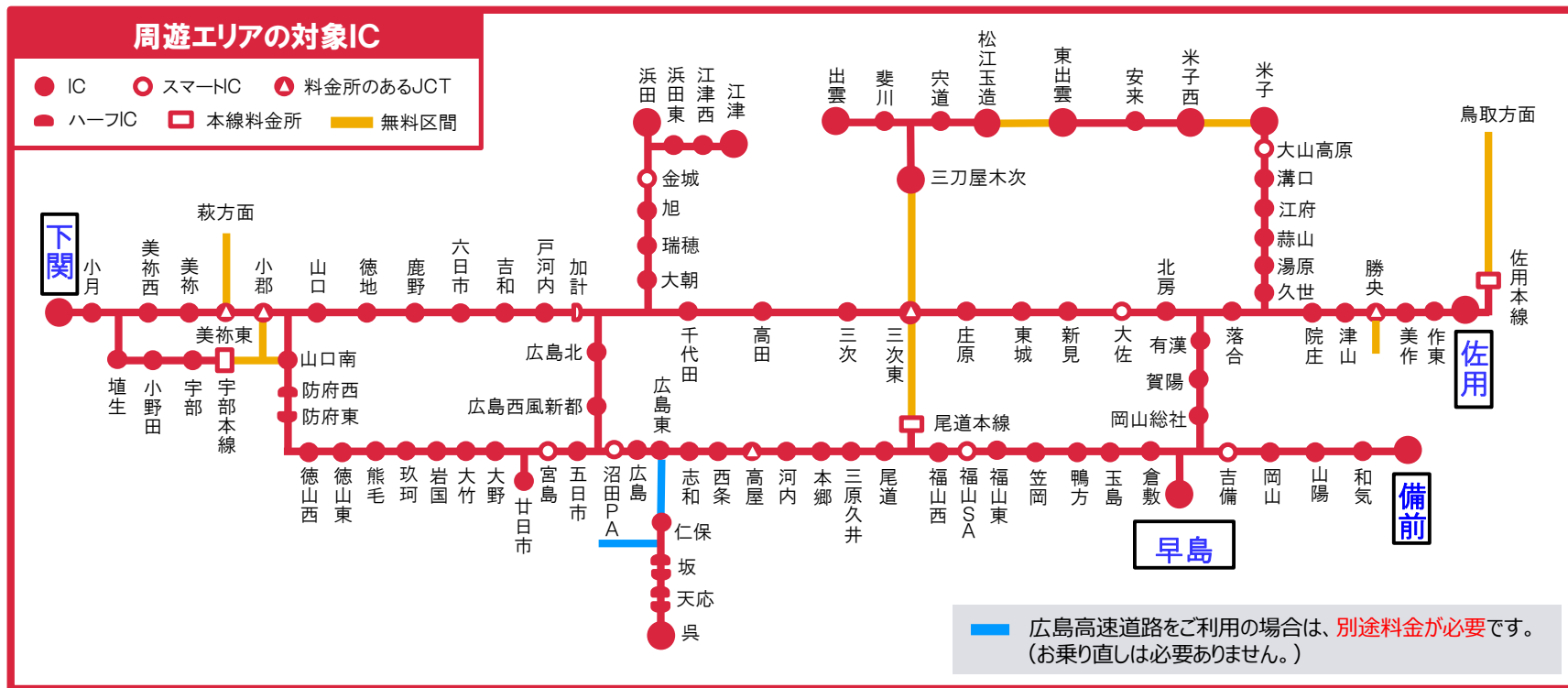
※**発着エリアの対象 I C 以外**からご利用の場合は、**端末 I C で乗り直しが必要**です。(吹田本線を經由する場合を除く。)

走行方法について その2

往路走行は、周遊エリアの対象 I Cでお降りください。



周遊走行は、周遊エリアの対象 I Cが乗り降り自由となります。

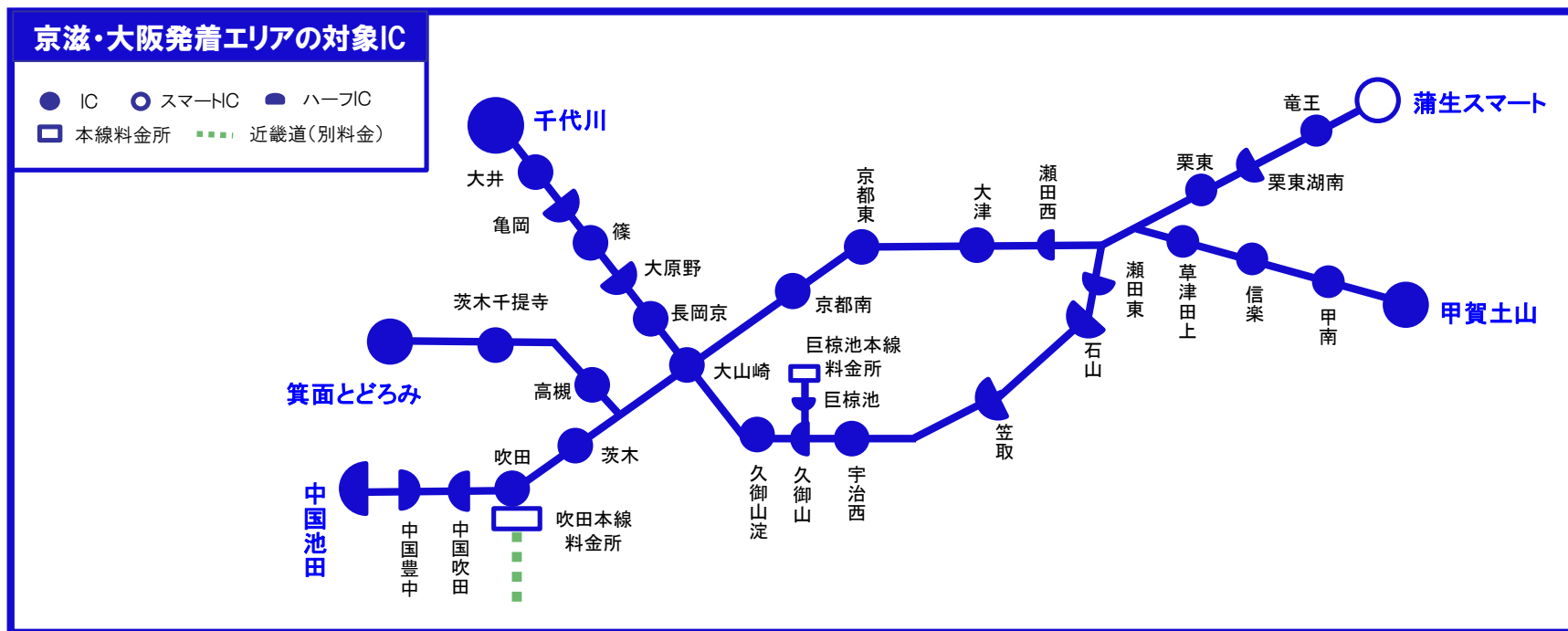


※途中、周遊エリア外へ走行する際は、**端末IC (青字)** で乗り直しが必要です。

復路走行は、周遊エリアの対象 I Cからご出発ください。

走行方法について その3

復路走行は、周遊エリアから出発して、京滋・大阪発着エリアの対象 I Cでお降りください。



注) 入口・出口ともに対象 I C 以外をご利用の場合、本割引プランの対象となりません。
 渋滞等により京滋・大阪発着エリアの手前で降りられた場合でも、復路走行が成立せず、
 割引対象外となりますので、ご注意ください。

※ 復路走行で対象エリア外まで走行される場合は、必ず**発着エリア内のICで一度降り**、再度**乗り直してご走行**ください。
 乗り直しされない場合は、割引が適用されませんのでご注意ください。

お問い合わせの多い内容について

Q. 周遊走行・復路走行がない場合でも本割引プランを使えますか？

A. ご利用いただけます。

本割引プランは、往路走行の完了をもって割引適用を判断いたします。

■ 本割引プランの料金が適用となる走行例

| 各走行 | 各走行の有無 | | | |
|-------|--------|---|---|---|
| | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ①往路走行 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ②周遊走行 | ○ | - | ○ | - |
| ③復路走行 | ○ | ○ | - | - |

往路走行が完了していれば、
周遊走行・復路走行がない場合でも
本割引プランの料金が適用となります。

Q. 1日のみ、または2日間でも利用できますか？

A. 本割引プランは1日のみ、2日間でもご利用いただけます。

■ 休日2日間プランのご利用可能日数

| 1日のみ | 2日間 |
|------|-----|
| ○ | ○ |

■ 全日3日間プランのご利用可能日数

| 1日のみ | 2日間 | 3日間 |
|------|-----|-----|
| ○ | ○ | ○ |

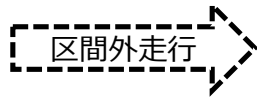
発着エリア外の I C からのご利用方法 (往路走行・復路走行)

・名古屋 I C から岡山 I C までご利用の場合

本割引プランの適用にならない走行



発着エリア外



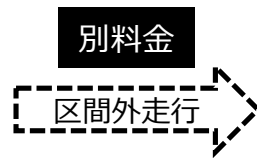
周遊エリア

往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
上図の場合、名古屋西 I C は発着エリア内の対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランの適用となりません。

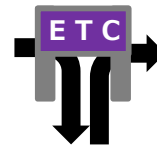
本割引プランの適用になる走行



発着エリア外



京滋・大阪発着エリア



乗り直し



京滋・大阪発着エリア



周遊エリア

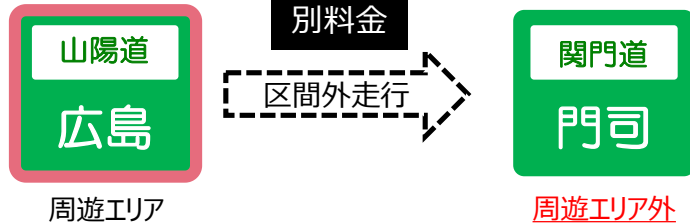
上図の場合、京滋・大阪発着エリア内の甲賀土山 I C で一旦乗り直して、周遊エリア内の岡山 I C まで走行しているため往路走行が成立し、本割引プランが適用となります。(名古屋西 I C ～甲賀土山 I C の通行料金は別途必要となります。)

※復路走行は「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、発着エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
発着エリア外の I C へご走行の場合は、必ず発着エリア内の I C で乗り直しをお願いいたします。

周遊エリア外の I C までのご利用方法（周遊走行）

・広島 I C から門司 I C までご利用の場合

本割引プランの適用にならない走行



周遊走行は、「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で高速道路を降りる」ことが条件です。
上図の場合、門司 I C は周遊エリア内の対象 I C ではありませんので、広島 I C ～門司 I C の全区間の通行料金が必要です。

本割引プランの適用になる走行

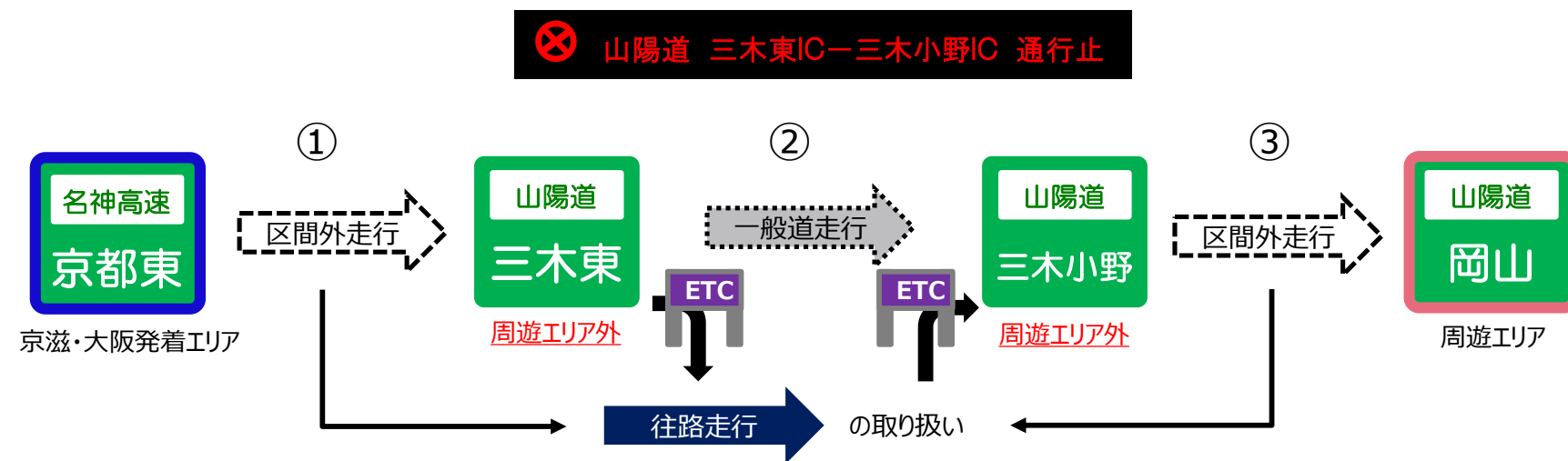


上図の場合、周遊エリア内の下関 I C で一旦乗り直して、周遊エリア外の門司 I C まで走行しているため、下関 I C ～門司 I C の通行料金を別途お支払いいただくことでご利用いただけます。

通行止め時のご利用方法

往路・復路・周遊の各走行の際に、通行止めに伴い一旦高速道路を流出された場合、通行止め区間を一般道で迂回し、再び高速道路に流入していただくことにより、本割引プランの料金で請求させていただきます。
 (迂回時にN E X C O西日本管理以外の道路をご利用の場合、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となります。)

- ・(例) 京都東 I C から岡山 I C までの往路走行の途中で、通行止めにより三木東 I C で流出した場合



① 京都東 I C から走行いただき、通行止め開始区間の手前となる三木東 I C で高速道路を降りてください。

② 一般道で通行止め区間を迂回してください。

③ 三木小野 I C で高速道路を乗り直し、岡山 I C までご走行ください。

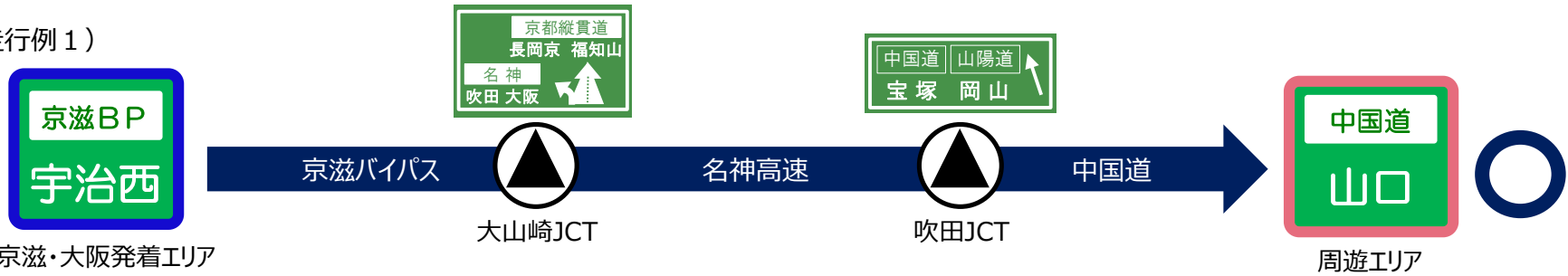
⇒ 京都東 I C ~ 岡山 I C の直通走行とみなして、往路走行の取り扱いとなり、本割引プランの対象となります。

走行ルートについて (往路・復路走行・播但連絡道路経由)

○本割引プランの対象となる走行ルート

※往路走行例を記載しておりますが、復路走行も同様です。

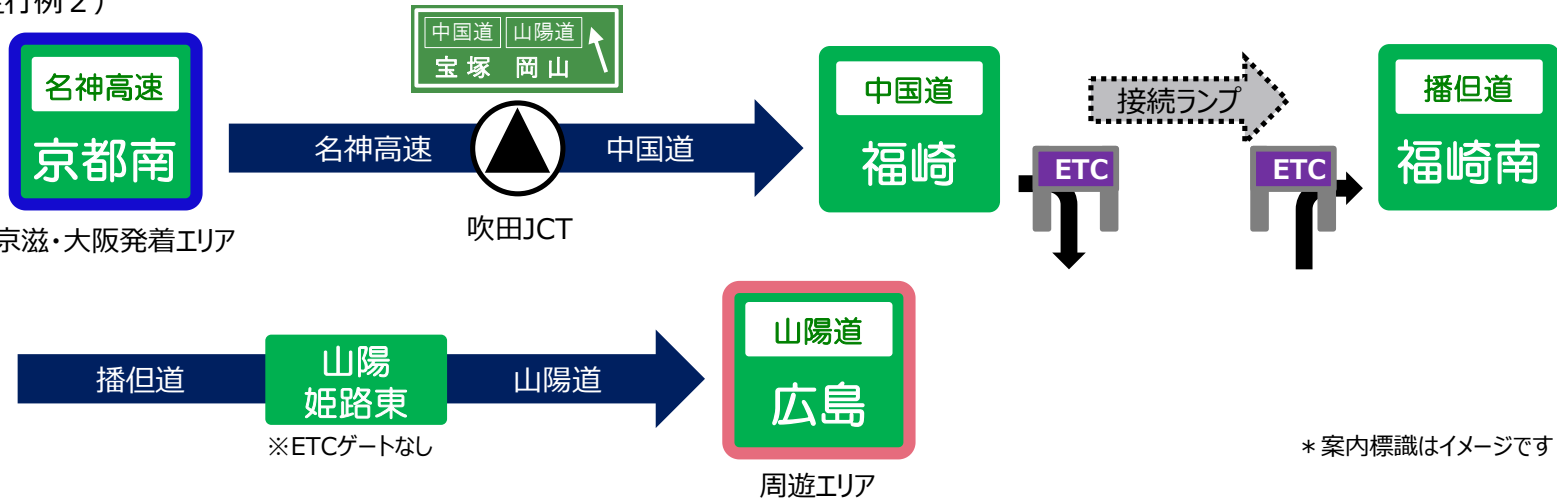
(走行例 1)



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。

上図の場合、発着エリアの宇治西 I C で乗り、途中で高速道路を降りずに周遊エリアの山口 I C まで走行しているため、**往路走行の対象となります**。本プランの対象エリアに含まれない第二京阪・近畿道を経由して走行した場合、往路走行は「吹田本線」からの走行区間が割引の対象となります。

(走行例 2)



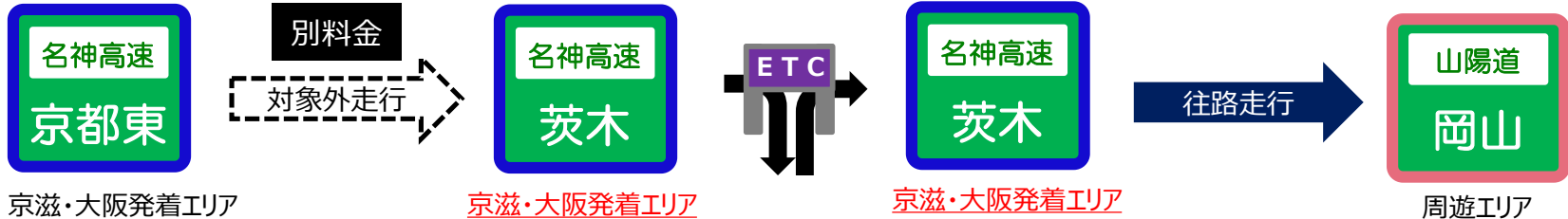
往路・復路走行において、**播但道を通行することが可能**です。

上図のように、**中国道 福崎 I C と播但道 福崎南 I C を乗り継いで走行**の場合、**本割引の適用対象となります**。

※山陽道 → 播但道 (福崎南 I C) → 中国道 (福崎 I C) への走行も対象です。

本割引プランの対象外となる走行例（往路走行）

①途中、発着エリア内の I C で流出した場合

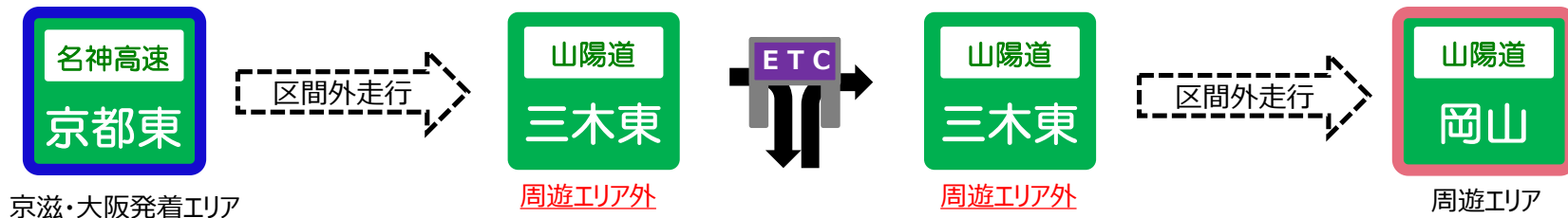


往路走行は「京滋・大阪発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。上図の場合、京滋・大阪発着エリア内の茨木 I C で一旦、高速道路を降りて再度乗り直しているため、往路走行は茨木 I C ～岡山 I C となります。

そのため、本割引プランの料金に加えて京都東 I C ～茨木 I C の通行料金が別途必要です。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。

②途中、周遊エリア外の I C で流出した場合

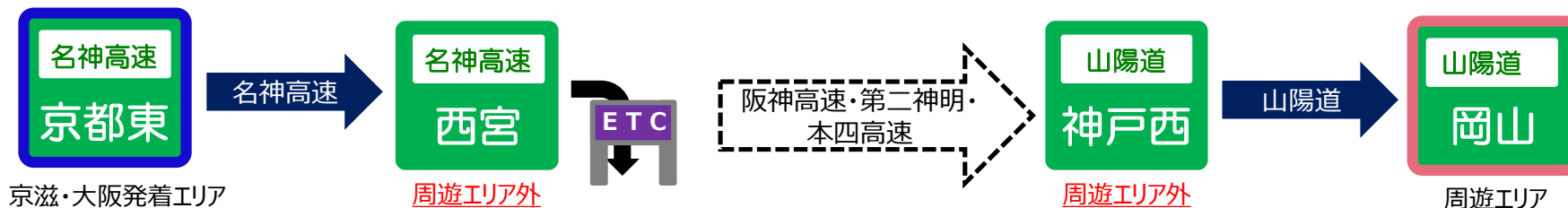


往路走行は「京滋・大阪発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。上図の場合、三木東 I C は周遊エリアの対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランが適用されません。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。

本割引プランの対象外となる走行例（往路走行）

③途中、周遊エリア外の I C で流出した場合（対象外道路走行）



上図の場合、西宮 I C で走行が途切れるため、往路走行の条件を満たさず本割引プランが適用されません。
吹田 J C T 以東の I C からご出発の場合は、必ず吹田 J C T 又は高槻 J C T を経由して中国道へ走行をお願いいたします。
 (カーナビ等の案内と異なる場合がございますので、ご注意ください。)

第二神明道路・阪神高速道路・本四高速道路等は本割引プランの適用対象外です。

- ・往路走行において、これらの道路を経由された場合、本割引プランの定額料金が一切適用されず、ご利用期間中のすべての走行が通常料金（E T C 時間帯割引適用）でのご請求となります。
- ・京滋バイパスの I C からご利用の場合、第二京阪道路 → 近畿道 → 中国道のルートで走行されると、吹田 J C T から本割引プランの適用となります。往路・復路は、名神高速道路経由でご走行ください。